小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請者の皆様へ（制度概要等）

【制度の概要】

この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

【対象者】

次の2つの要件を両方満たす方

1 申請者が区内に在住（杉並区に住民登録）している満18歳未満の方

※ 18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する方に限り満20歳未満まで延長可能。

※ 申請者は患者（児）が満18歳未満の場合は被保険者（医療保険で患者（児）を扶養している者）、ただし、国民健康保険に加入している世帯は、患者（児）が満18歳未満の場合は世帯主（世帯主が被用者保険で、患者（児）と別の保護者が国民健康保険に加入している場合は患者（児）と同一保険の保護者）、満18歳以上の場合は患者本人になります。

※ 18歳以上の区外からの転入者の場合、他自治体の医療受給者証を有し、その有効期間内の転入の場合のみ申請可能となりますので、速やかにご申請ください。

2 小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ、別に定める認定基準に該当する方

※ 対象疾病及びその認定基準については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページに掲載しています。

【医療費助成の内容】

認定された方へは、認定病名等が記載された医療受給者証を交付します。**認定された病名以外は、この受給者証を使用できません。**受診の際は、受給者証を受付に提示してください（別に、乳幼児医療証（㊳医療証）、義務教育就学児医療証（㊴医療証）、高校生等医療証（㊵医療証）、心身障害者（児）医療証（㊶医療証）又はひとり親家庭等医療証（㊷医療証）をお持ちの方は、すべて合わせて受付へご提示ください。）。

1 助成期間内の認定された疾病の治療にかかる保険診療であり、医療保険適用後の自己負担額（入院時食事療養費標準負担額は含みません。）が下表の「自己負担上限月額」を超える場合、その超える額を助成します。

2 自己負担は、病院・診療所での保険診療、院外処方による薬局での保険調剤費、訪問看護ステーションの訪問看護費に対し発生します。また、自己負担額は自己負担上限額管理票により管理していただくことになります。

【指定医療機関】

本制度は指定医療機関制を採用しているため、あらかじめ区長等が指定した医療機関（指定医療機関）で医療を受けた場合のみ、医療費の助成が受けられます。**指定医療機関以外で受診した場合は、原則として助成の対象とはなりません**のでご注意ください。医療受給者証には「全国の小児慢性特定疾病指定医療機関」と記載を統一しているため、全国（各都道府県・政令指定都市・中核市・児童相談所設置区市）の指定医療機関でお使いいただけます。受診する医療機関に変更がある場合、手続きは不要です。受診する医療機関が指定医療機関であることをご自身でご確認ください。整骨院・訪問介護事業者等は医療機関ではないため、助成の対象外となります。

【指定医】

小児慢性特定疾病医療意見書は、あらかじめ区長等が指定した医師（指定医）による作成が必要になります。指定医以外が作成した診断書は無効となりますのでご注意ください。

【自己負担上限月額】※ 自己負担上限月額は「世帯」の所得に応じて決定します。

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額（患者負担割合：2割、外来＋入院）			
			原則			生活保護受給者または血友病患者
			一般	重症又は高額長期	人工呼吸器等装着者	
Ⅰ	生活保護受給者または血友病患者					0
Ⅱ	区市町村民税が非課税の世帯	低所得Ⅰ（保護者※所得 82.65 万円以下）	1,250			
Ⅲ		低所得Ⅱ（保護者※所得 82.65 万円超）	2,500			
Ⅳ	一般所得Ⅰ：区市町村民税（所得割額）7.1 万円未満の世帯		5,000	2,500	500	
Ⅴ	一般所得Ⅱ：区市町村民税（所得割額）7.1 万円以上 25.1 万円未満の世帯		10,000	5,000		
Ⅵ	上位所得：区市町村民税（所得割額）25.1 万円以上の世帯		15,000	10,000		
入院時の食費			1/2 自己負担			自己負担なし

※ 区市町村民税が非課税の世帯かつ患者が 18 歳以上の場合、低所得Ⅰ・Ⅱは患者本人の所得により判断する。

【自己負担上限月額に関する特例措置】

1 同一世帯に、小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている方がいる場合は、自己負担上限月額が個人ではなく世帯単位になり、自己負担上限月額は最上位者の金額になり按分されます。

例:同一世帯に難病の認定者がおり、難病の上限額が3万円、小児慢性の上限額が1万円の場合
⇒難病の自己負担上限月額(3万円)が世帯の自己負担上限月額となります。それぞれの自己負担上限月額は以下のとおりです。
・難病の自己負担上限月額　3万円×(3万円÷(3万円＋1万円))＝2万2，500円
・小児慢性の自己負担上限月額　3万円×(1万円÷(3万円＋1万円))＝　7，500円

2 気管切開を介した人工呼吸器、鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器、体外式又は埋め込み式補助人工心臓を常時装着している方で、別に定める認定基準を満たす場合は、人工呼吸器等装着者の限度額が適用されます。

3 血友病等の方は、自己負担はありません。
なお、血友病等の方は、「㊢特定疾病療養受療証」が同時に適用となりますので、保険者(健康保険組合等)に申請手続を必ず行ってください。

【重症患者認定】

対象疾病の認定基準を満たしている方のうち、以下に定める重症患者認定基準に該当すると認められた方が対象です。

1 小児慢性特定疾病重症患者認定申告書に記載されている重症患者認定基準を満たす

2 医療費総額が5万円／月(医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月)を超える月が年6回以上(高額かつ長期)

※ 2に該当する場合は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る上限額管理票、医療費総額の療養証明書、指定医療機関が発行した診療報酬明細書又は明細が記載された領収書、償還払いを受けた医療費支給申請書兼口座振替依頼書又は医療費支給決定通知書のいずれかを添付の上、お手続きください。

【医療費の助成期間】

認定された場合の医療受給者証の助成期間は、**支給開始日からその月を含め12か月**となります。継続して医療費助成を受けるには、**医療受給者証に記載された有効期間満了前に更新手続**をしていただく必要があります。特に**18歳に達している方**は、連続した認定期間である場合のみ20歳になる前日まで助成の延長を認められています。したがって、**認定期間内に申請がない場合は**、連続した認定期間でなくなるため**申請ができなくなります**のでご注意ください。

※ 支給開始日は、申請日から診断年月日(医療意見書に記載)に遡って開始することができます。ただし、遡ることができる期間は原則1か月(やむを得ない理由がある場合は最長3か月)までとなります。

【還付請求】

認定された助成期間内で、受給者証が届くまでにお支払いただいた治療費は、申請いただくことにより杉並区から支給します。
詳しくは、受給者証送付時の案内文をご覧ください。

【療養相談】

区内各保健センターでは、療養に関する相談を行っています。希望される方は地区担当保健センターにお問い合わせください。
なお、申請書及び小児慢性特定疾病医療意見書を見て、地区担当保健師から病状確認等の連絡が入ることがありますので、ご承知おきください。

【書類提出及び問い合わせ先】

施設名	住所	電話番号
荻窪保健センター	杉並区荻窪5－20－1	03-3391-0015
高井戸保健センター	杉並区高井戸東3－20－3	03-3334-4304
高円寺保健センター	杉並区高円寺南3－24－15	03-3311-0116
上井草保健センター	杉並区上井草3－8－19	03-3394-1212
和泉保健センター	杉並区和泉4－50－6	03-3313-9331

問い合わせ先
杉並保健所保健サービス課
小児慢性特定疾病医療等支援担当
電話:03－3391－0015